

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年6月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月から11年3月まで

私は申立期間について、国民年金保険料の督促状が届き、一括して納付した記憶があるので、未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、何回か国民年金保険料の督促があっても納付しなかったが、まとまった金額が書かれた督促が来たので、平成11年4月から勤務していた会社を退職する半年ぐらい前から退職後3か月ぐらい（厚生年金保険の適用の無い事業所に就職する前）の間に保険料を一括で納付したと述べているところ、申立人は同年同月の就職まで国民年金被保険者資格を有していたことから、申立人が未納としていた申立期間に係る納付書が発行されていたと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、預金口座から現金を引き出して10数万円ぐらい納付したと述べているところ、上記会社退職の半年前に当たる平成12年7月13日に、申立人の預金口座から15万円が引き出されていたことが確認でき、この金額は、この時点で時効前であり遡って保険料を納付することが可能であった期間（申立期間のうち平成10年6月以降の10か月分）の保険料を納付するための所要額（13万3,000円）に相当する上、同所要額は申立人の記憶する納付額にも近く、申立人も当時、同程度の金額を引き出す必要があった支出として特に思い当たるものは無いと述べていることから、12年7月ごろ、この時点で時効前であった10年6月から11年3月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未

納も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年6月から11年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から41年3月まで

私は、20歳になった昭和40年*月頃、自治会の人から国民年金への加入手続を勧められ、加入手続をした。保険料は自宅に来た集金人に納付しており、不在の場合にも必ずその都度請求に来ていたはずである。このため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和40年10月15日に払い出されたことが確認できることから、申立人は、この頃加入手続を行い、20歳到達時である同年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に来た集金人に納付したと述べているところ、申立人が申立期間当時居住していた区では、区役所職員が徴収員として被保険者宅を戸別訪問し、保険料の徴収及び検認を行っていたとしている上、上記の加入手続時期を基準とすると、申立期間に係る保険料は現年度分となり、市区町村で収納することが可能であったことから、申立人の主張する方法により納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立期間は11か月と短期間であり、申立期間後の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、納付が遅れた期間については、未納のままとならないよう過年度納付を行っていたことも確認できるなど、申立人の保険料の納付意識も高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和18年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和41年10月21日から同年11月21日まで
A事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険加入期間を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

私は、A事業所に昭和37年4月に入社し、平成6年1月15日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA事業所の在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人はA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A事業所本社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は、昭和41年11月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

しかし、A事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人のA事業所本社での資格取得年月日は、昭和41年10月21日と記載されており、その受付印から、同資格取得届は当該事業所を管轄する社会保険事務所で同年12月8日に受理されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和41年10月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、将来の年金のことを常に意識し、年金の重要性を強く感じていた。国民年金加入当初は 3 か月ごと、町内の集金で保険料を納付し、途中から口座振替納付としたが、申立期間について、口座振替納付から、割引がある一括納付に切り替えるため、市役所へ電話をしたことを記憶している。保険料は金融機関で納付書に現金を添え一括納付した。市役所には、一括納付に切り替えるため連絡したはずであるが、国民年金の資格を喪失する申し出となっていることに納得がいかない。私の子供にも障害となった場合のことなど、国民年金の大切さを伝え、学生期間から保険料を納付させており、自身で国民年金を脱退することは絶対に無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、納付書を用いて金融機関で前納したと述べているところ、オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は昭和 58 年 4 月 1 日付けで国民年金任意加入被保険者の資格を喪失したとされ、申立期間は国民年金に未加入とされていることから、申立人に納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿でも、申立人は昭和 58 年 4 月 1 日付けで被保険者資格を喪失しており、記録間の齟齬も無い。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金に任意加入していた場合、当時の事務処理上、昭和 61 年 1 月末日までに「任意加入被保険者現況届書」を提出することにより第 3 号被保険者となり、同年 5 月には「国民年金第 3 号被保険者該当通知書」が送付されていたと考えられるが、オンライン記録上、

申立人の第3号被保険者該当（昭和61年4月）に係る事務処理は、62年4月13日付けで行われていることから、申立期間当時、申立人が任意加入被保険者であったことも推認し難い。

加えて、申立人に対して、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえない上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、平成6年に20歳になり、国民年金保険料の納付義務者となったが、当時は金銭的余裕が無かったので、しばらく未納状態を続けていた。平成9年4月からは大学院に進学することになり、奨学金を受けることなどが決まり、学費等のめども立ったので、保険料を納付しようと考えて役所に問い合わせをした。その時に、平成9年度の現年度分と納付期限の時効となっていない過去2年分の保険料を併せて納付したと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、しばらくの間は国民年金保険料を納付していなかったが、大学院に進学した平成9年4月頃に社会保険事務所（当時）か市役所のどちらかに納付書を発行してもらい、預金口座から現金を引き出して同納付書により遡って保険料を納付したと述べているところ、i) オンライン記録から、申立期間直後の平成8年度の保険料は収納年月日が不明であるものの納付済みとされ、9年度の保険料は平成9年4月30日に前納されたことが確認できること、ii) 申立人が申立期間当時居住した市の電算記録からは、8年度の保険料は現年度納付され、9年度の保険料は前納されたことが確認できること、iii) 申立人は、9年4月に大学院に進学した頃に初めて保険料を納付した様子であること、iv) 8年度の保険料は9年4月までは現年度納付することが可能であることなどから、申立人は、8年度の保険料を9年4月に現年度納付するとともに、同年同月30日に9年度の保険料を前納したことが推認でき、申立人の述べるとおり、8年度の保険料については遡って納付したことがうかがえる。しかしながら、市の電算記録でも申

立期間に係る保険料が納付されたことは確認できない上、申立人の預金口座の取引履歴からも、平成9年4月頃に申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる取引記録は確認できない。

また、申立人が保険料を納付したと主張する平成9年4月を基準とすると、申立期間に係る保険料は過年度となり、過年度保険料は、社会保険事務所又は歳入代理店となっている金融機関で納付することができる場所、申立人は、不確かであるがコンビニエンスストアで納付したと述べており、コンビニエンスストアでの保険料納付が可能となったのは、16年2月以降であることから、申立期間当時の状況とは一致せず、納付場所に係る記憶が曖昧であることなどから、申立人が、平成8年度及び9年度の保険料を現年度納付するとともに、申立期間の保険料を過年度納付したことを推認できるまでには至らない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 4 月 10 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より引き下げられていることが分かった。当時、自分が取締役経理部長として社会保険事務を担当していたが、このような降給を行ったことは無く、控除保険料も変わらなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所の記録によると、申立人の申立期間に係るA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から10年3月までは56万円と記載されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月10日より前の同年3月25日付けで遡及して15万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿謄本によりA事業所の取締役であったことが確認できる。申立人は、「自分が取締役経理部長で社会保険事務の責任者であったが、平成10年3月8日頃に会社は不渡りを出し、社長の失踪と同時期に会社印も消えていた。すぐにB団体が会社に入り込んだため、以後、自分は満足に会社にも行くこともできず、社会保険事務所（当時）と対応ができる状態には無く、自らの標準報酬月額を減額することなどは知らない。」と主張している。

しかし、複数の元従業員は、「申立人が社会保険事務責任者で社会保険事務所との対応にあたっていた。」、「平成10年4月6日消印の社長からの手紙が会社へ届き、それを最後に社長は失踪した。同年4月8日に会社は不渡りを出して倒産した。それまで会社は通常どおり営業しており、申立人も出勤していたと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所のA事業所に係る滞納保険料に関する対応記録によれば、平成10年3月18日に社会保険事務所の職員と事業主及び申立人が面談し、今後の滞納保険料の解消方法等について協議していることが確認できる。

これらのことから、標準報酬月額の特減訂正の処理が行われた平成10年3月25日の時点において、申立人は、A事業所の経理担当取締役として事業主とともに当該事業所の業務執行に責任を負っていたと認められ、当該特減処理に係る事業所の意思決定について責任を有していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に職務上関与しながら、当該特減処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1446 (事案 195 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月 1 日から 31 年 1 月 30 日まで
(A 事業所)
② 昭和 31 年 2 月 18 日から 34 年 12 月 23 日まで
(B 事業所)
③ 昭和 34 年 12 月 23 日から 35 年 2 月 1 日まで
(C 事業所)

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、当該期間は、A事業所、B事業所及びC事業所に継続して勤務し、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、当該事業所の新規適用日から昭和 35 年 2 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したが、35 年 2 月 1 日に申立人が取得している記録以外に申立人の氏名は見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間当時、同僚の職工と同じ職場で働いていたと主張しているが、当時の複数の同僚の証言は、申立人の主張を否定する証言で一致していることから、既に平成 20 年 10 月 23 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として「会社の慰安旅行の写真」のコピー、「土地売渡証書」の写し及び元従業員の証言書を提出し、「会社の慰安旅行の写真」につい

ては、申立人が申立期間②にB事業所に勤務していたことが証明でき、また、「土地売渡証書」の写しについては、申立人がA事業所、B事業所及びC事業所で賃金を得ていたことが、当時の税務署の記録で証明でき、さらに、元従業員の証言書については、従業員名簿に申立人の氏名が記載され、給与から厚生年金保険料が控除されていたと元従業員が証言書を作成しているため、これらのことから、申立人は職工として厚生年金保険に加入していたことは明らかであると主張している。

しかし、「会社の慰安旅行の写真」については、申立人が会社の慰安旅行に参加したことは確認できるものの、申立人が、職場の一従業員として慰安旅行に参加したことまではうかがえないこと、「土地売渡証書」の写しについては、税務署に照会したが、申立人がA事業所、B事業所及びC事業所で賃金を得ていたか、回答を得ることができなかったこと、証言書については、証言書を作成した元従業員に申立人の勤務内容と給与の支給状況について確認したところ、「申立期間①、②及び③に申立人が工員として勤務し、給与を支給されていたかは不明である。」と回答したことから、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1447 (事案 647 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から24年8月31日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所(当時)に照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録の確認ができないとの回答を得た。申立期間当時、A事業所は厚生年金保険の適用事業所であり、当該事業所の社長であったことは事実であるので、社長が被保険者の資格を取得できるようになった昭和19年10月1日から、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の妻は、「申立期間当時、社長は、厚生年金保険に加入できなかったという周囲の言葉を信じ、昭和24年から厚生年金保険の被保険者の資格を取得できるようになったと信じ込んでいた。」と述べていること、ii) 「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」(昭和24年7月28日付け保発第74号・厚生省保険局長通知)の通知が出ていることを踏まえると、申立期間当時、代表取締役が厚生年金保険の被保険者になることは一般的でなかったことが推察できること、iii) 申立人は、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和24年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、同日に申立人の被保険者記号番号が払い出されていることが確認できることから、既に平成21年10月9日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の妻は、新たな資料として2名の元従業員の証言書を提出し、一通の証言書から、昭和22年当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されており、

厚生年金保険に加入していたことは明らかであり、別の一通の証言書から、20年当時、労働組合がしっかりしていたため、申立人である社長以下、全従業員が厚生年金保険に加入していたことは明らかであるとしている。

しかし、前者の証言書を作成した元従業員に照会したところ、「証言書には、社長の給与から厚生年金保険料を控除したと書いたが、保険料を支払った時の様子等、具体的なことは覚えていない。」と回答していること、後者の証言書を書いた元従業員は、在職当時は職工であるとしており、社会保険事務について知る立場になかったと考えられる上、労働組合が、非組合員である社長の厚生年金保険への加入について指示・指導したとすることは不自然であることから、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 1 日から 57 年 5 月 25 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。申立期間において、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の事業主（元A事業所の事業主の子息）及び複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、前述のB事業所の事業主は、「申立期間当時の社会保険関係の資料は残っていないが、母親（元A事業所の事業主の妻）から、見習い期間の後、厚生年金保険の加入は社長との話し合いで決めていたと聞いている。申立人については、経緯は分からないが、加入手続をしなかったと思われる。保険料の控除もしていなかったと考える。」と回答している。

また、複数の同僚は、「自分から厚生年金保険の加入を望まなければ、会社は加入の手続をしてくれなかった。」、「保険料を納めるより、給料の手取りが増えた方がよいと思い、自分は加入を望まなかったかもしれない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、昭和 55 年 10 月から 56 年 1 月までの期間、同年 4 月から同年 6 月までの期間、57 年 4 月及び同年 5 月について、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、C市の回答から、申立期間は、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 55 年

4月25日から58年4月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 21 日から 45 年 9 月 26 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所で継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が加入していたB健康保険組合が提出した資料から、申立人は、昭和 44 年 9 月 8 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 21 日に資格を喪失後、同年 11 月 4 日に健康保険被保険者証を回収されていることが確認でき、これらの資格取得日及び喪失日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 44 年 10 月 20 日にA事業所を離職していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「A事業所では、厚生年金保険と健康保険の届出は同じ内容で行っていた。また、まだ勤務している従業員の被保険者資格を理由も無く退職前に喪失させることは考えられない。」と述べており、申立期間当時の給料計算担当者は、「自分は社会保険事務担当者と一緒に仕事をしていたので、従業員の給料計算に間違いは無かったはずである。」と述べている。

加えて、申立人が記憶している元同僚は、「申立人の名前は覚えていない。」と述べており、申立人のA事業所における勤務期間を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月8日から61年2月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
当時の日誌により、A事業所での退職日は昭和61年2月20日と確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の日誌により、申立人がA事業所に昭和61年2月20日まで勤務していたことがうかがわれる。

しかし、B事業所（A事業所が名称変更）に照会したところ、「申立人が厚生年金保険の加入対象となる嘱託社員であった昭和60年7月8日から同年8月7日までの期間についての申立人の記録は保管されているが、厚生年金保険の非加入対象である職制（アルバイト等）については、資料が無いので、同年8月8日以降の申立人の勤務の有無、勤務形態については分からない。」と回答しており、B事業所が提出した申立人の退職者情報により、申立人の入社日は昭和60年7月8日、退職日は同年8月7日と確認できる。

また、申立人が提出した厚生年金基金加入員証及び年金裁定通知書により、申立人のA事業所での厚生年金基金加入員の資格取得日は昭和60年7月8日、喪失日は同年8月8日と確認できる上、B事業所が提出した申立人の厚生年金基金加入員番号払出簿、厚生年金基金加入員台帳により、申立人の厚生年金基金加入員の資格喪失日は同年8月8日と確認でき、これらの記録はオンライン記録で確認できる申立人の当該事業所での厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、申立人のA事業所での雇用保険の加入記録も申立人の当該事業所での厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 14 日まで
(A事業所)
② 昭和 53 年 6 月 1 日から 57 年 1 月 26 日まで
(B事業所)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会を行ったところ、申立期間①及び②について加入記録の確認ができないとの回答を得た。

申立期間①及び②について、それぞれ勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の元役員の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所はC業であり、申立期間①当時は厚生年金保険の任意包括適用事業所に該当していたことに加え、オンライン記録においてA事業所が所在していたとする県内にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、上述した元役員は、「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によれば、A事業所の複数の元役員は、申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人についても当該期間において国民年金に加入しており、このうち昭和 44 年 4 月から 45 年 1 月までの期間は保険料納付済み期間であることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間②において、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B事業所はC業であり、申立期間②当時は厚生年金保険の任意包括適用事業所に該当していたことに加え、オンライン記録からB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、B事業所の役員でもあった元事業主の妻は、「B事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、B事業所の元事業主は、申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人についても当該期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 15 日から 33 年 6 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 6 月 26 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する者 26 名のうち、資格喪失後 5 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 2 名を除く 24 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22 名に資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 9 月 17 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答

したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 10 日から 58 年 12 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、父親が経営するA事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 54 年 1 月 10 日を資格取得日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び申立人の親族の証言から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は正本であることが確認でき、決定伺欄には斜線が引かれていることから、A事業所は当該被保険者資格取得届を提出した後、取りやめたことがうかがえる。

また、A事業所の申立期間当時の事業主（申立人の父親）の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄に申立人の氏名が記載されており、申立人は、昭和 54 年 1 月 10 日から 58 年 12 月 21 日まで当該事業所の事業主の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、A事業所は昭和 58 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に被保険者資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月15日から同年10月26日まで
② 昭和26年3月26日から27年1月26日まで
③ 昭和27年9月16日から28年9月15日まで
④ 昭和28年11月11日から29年1月1日まで
⑤ 昭和29年8月20日から31年3月22日まで
⑥ 昭和32年2月1日から33年6月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年7月29日に支給決定されており、事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間である6回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月から41年4月まで
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。
しかし、A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立期間のうち期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人がA事業所で一緒に勤務していたとする同僚の中には、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者が複数みられる。

また、申立人は申立期間の一部期間を含む、昭和34年1月26日から41年7月1日までの間、夫の加入している健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、A事業所を合併吸収したB事業所に照会したところ、「申立期間当時のA事業所の事業主は死亡しており、厚生年金保険の適用、保険料控除を確認できる資料の保存は無い。」との回答を得た。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年9月1日から42年6月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。